平成２１年（家）第３６２号
千葉県佐倉市栄町19番地５　京成サンコーポ佐倉405号　湯川法律事務所
申立人　湯川　芳朗
本籍岐阜県飛騨市神岡町和佐保1464番地、最後の住所千葉県東金市小沼田650番地46、死亡の場所千葉県東金市、死亡年月日平成18年６月２日、出生の場所岐阜県吉城郡神岡町、出生年月日昭和10年11月14日、職業不明
被相続人　亡　齋藤　利男
催告期間満了日　平成22年３月25日
千葉家庭裁判所八日市場支部

平成２１年（家）第３６３号
千葉県佐倉市栄町19番地５　京成サンコーポ佐倉405号　湯川法律事務所
申立人　湯川　芳朗
本籍茨城県筑西市谷永島430番地、最後の住所茨城県笠間市鯉淵6273番地81、死亡の場所茨城県笠間市、死亡年月日平成19年５月21日頃から31日頃までの間、出生の場所茨城県真壁郡協和町、出生年月日昭和17年８月18日、職業無職
被相続人　亡　上野　　昇
催告期間満了日　平成22年３月25日
千葉家庭裁判所八日市場支部

平成２１年（家）第２２１５号
京都府木津川市木津川台３丁目21番地４
申立人　藤原　八郎
本籍京都市伏見区横大路東裏町64番地の３、最後の住所京都府長岡京市友岡４丁目18番１号　長岡病院、死亡の場所京都府長岡京市、死亡年月日平成20年９月21日、出生の場所京都市上京区、出生年月日大正11年10月４日、職業無職
被相続人　亡　岡本　笑子
催告期間満了日　平成22年３月15日
京都家庭裁判所

平成２１年（家）第１２９５号
兵庫県姫路市佃町31　パークサイドツクダＡ206号室
申立人　弁護士　淡路友起子
本籍兵庫県加古川市別府町元町193番地、最後の住所兵庫県加古川市平岡町新在家1197番地の３、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日平成20年２月26日、出生の場所神戸市上野21番地の３、出生年月日昭和５年３月６日、職業不詳
被相続人　亡　山口　政子
催告期間満了日　平成22年３月16日
神戸家庭裁判所姫路支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２１年（家）第１８３号
富山県下新川郡入善町新屋2345番地
申立人　吉野　啓次
本籍富山県下新川郡入善町上野227番地、最後の住所愛知県名古屋市南区三吉町２丁目83番地
不在者　島瀬　　稔
昭和19年３月８日生
公示催告期間満了日　平成22年３月23日
富山家庭裁判所魚津支部

平成２１年（家）第２６８号
滋賀県大津市水明１丁目16番地４
申立人　今西　利和
本籍京都市山科区竹鼻外田町21番地、最後の住所浜松市中区高丘西３丁目26番30―205号トーカンマンション高丘
不在者　今西　正人
昭和34年５月６日生
公示催告期間満了日　平成22年３月11日
静岡家庭裁判所浜松支部

平成２１年（家）第５３４号
愛媛県松山市鷹子町313番地４
申立人　二神　千乎
本籍愛媛県東温市河之内504番地、最後の住所愛媛県東温市河之内509番地
不在者　今井　　隆
昭和25年３月14日生
公示催告期間満了日　平成22年３月10日
松山家庭裁判所

平成２１年（家）第７５１号
東京都練馬区関町北５丁目５番８―604号
申立人　丸山三郎こと　李　　碩柱
国籍韓国、最後の住所朝鮮民主主義人民共和国順川市以下不詳
不在者　圓山こと　李　　豊子
西暦1945年５月９日生
公示催告期間満了日　平成22年３月23日
神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２１年（家）第１２５号
山口県下松市大字西豊井196番地
申立人　中谷マユミ
本籍山口県下松市生野屋西１丁目433番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　中谷真太郎
昭和46年１月12日生
公示催告期間満了日　平成22年３月10日
山口家庭裁判所周南支部

平成２１年（家）第２８０号
山口県下松市清瀬町３丁目７番１号
申立人　有間チトセ
本籍山口県下松市清瀬町３丁目516番地９、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　有間　勝宏
昭和46年３月４日生
公示催告期間満了日　平成22年３月10日
山口家庭裁判所周南支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１９３号
鳥取県鳥取市気高町勝見628番地９
債務者　有限会社充和建設
代表者代表取締役　田中　　充
１　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人　河本・森法律事務所
４　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午前10時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第５８３６号
大阪市住之江区平林南１―４―６、住民票上の住所兵庫県西宮市南甲子園２丁目20番14号
債務者　竹田二朗商店こと　竹田　二朗
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介
４　破産債権の届出期間　平成21年９月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後３時
６　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿屋市旭原町2936番地５
債務者　和田　友生
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松山清一郎
４　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後３時
６　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
福島市御山字検田78番地の１
債務者　望戸　啓治
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　紺野　明弘
４　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月16日午後２時
６　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所